

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

Issue 610-2018/12/11~2018/12/17

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国家发展和改革委员会关于支持优质企业直接融资进一步增强企业债券服务实体经济能力的通知..... 2
- 商务部、海关总署公布货物自动进口许可措施调整有关事项..... 2
- 海关总署关于进一步优化报关单位登记管理有关事项的公告..... 3
- 国家市场监督管理总局办公厅关于做好药品、医疗器械、保健食品、特殊医学用途配方食品广告审查工作的通知..... 3
- 最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定..... 4
- 上海市人民政府关于印发本市全面推进土地资源高质量利用若干意见的通知..... 4

二、里兆解读

- 社会保险费追缴时效之探讨（连载之一/共二篇）..... 5

三、近期热点话题..... 8

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 優良企業が資金を直接調達することを後押しし、企業債券による実体経済への支援能力をさらに強化することに関する国家発展・改革委員会による通知..... 2
- 貨物自動輸入許可措置調整に関する商务部、税関総署による公告..... 2
- 通関申告組織の登記管理の更なる最適化に関する税関総署による公告..... 3
- 薬品、医療機器、保健食品、特別医療目的用食品の広告審査作業の貫徹に関する国家市场监督管理总局による通知..... 3
- 知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する最高人民法院による規定..... 4
- 上海市において土地資源の高度利用を全面的に推進することに関する若干意見の印刷・配布についての上海市人民政府による通知..... 4

二、里兆解説

- 社会保険料追徴の時効を考察する（連載の一/全二回）..... 5

三、トピックス..... 8

一、最新中国法令

- [国家发展和改革委员会关于支持优质企业直接融资进一步增强企业债券服务实体经济能力的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改财金〔2018〕1806号

【发布日期】2018-12-05

【内容提要】该通知鼓励优质发行人更自主、高效地通过债券市场开展直接融资。内容包括：

- 明确优质企业支持范围。
- 符合条件的企业申报发行优质企业债券，实行“一次核准额度、分期自主发行”的发行管理方式。
- 优质企业债券实行“即报即审”，并适当调整审核政策要求。
- 优质企业债券申报阶段，对债券资金用途实行“负面清单+事中事后监管”模式。
- 规范了优质企业信息披露要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201812/t20181212_922568.html

- [商务部、海关总署公布货物自动进口许可措施调整有关事项](#)

【发布单位】商务部、海关总署

【发布文号】商务部、海关总署公告2018年第95号

【发布日期】2018-12-10

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】根据该公告：

- 取消对118个海关商品编号项下货物实施的自动进口许可措施。上述货物共15种，包括汽轮机、汽车产品、发动机（非87章车辆用）及关键部件、水轮机及其他动力装置、化工装置、食品机械、造纸机械、纺织机械、金属冶炼及加工设备、电气设备、铁路机车、移动通信产品、船舶、医疗设备、游戏机等。
- 对海关商品编号8704210000、8704310000项下的汽车产品实行自动进口许可管理。

一、最新中国法令

- [優良企業が資金を直接調達することを後押しし、企業債券による実体経済への支援能力をさらに強化することに関する国家発展・改革委員会による通知](#)

【発布機関】国家発展・改革委員会

【発布番号】発改財金〔2018〕1806号

【発布日】2018-12-05

【概要】本通知では、優良な発行者がより自主的に、より高効率的に債券市場を通じて、資金を直接調達することを奨励している。具体的には以下の内容が含まれる。

- 優良企業に対する支援範囲を明確にした。
- 条件に適合する企業が優良企業としての債券発行を申請するにあたっては、「一度で発行枠を認可し、複数回に分けて自主的に発行する」発行管理方式を実行する。
- 優良企業の債券に対して、「申告したら、すぐに審査する」制度を実行し、審査政策要求を適宜調整する。
- 優良企業の債券申告段階において、債券の資金用途に対して、「ネガティブリスト+事中・事後監督管理」方式を実行する。
- 優良企業の情報開示要求を規範化した。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201812/t20181212_922568.html

- [貨物自動輸入許可措置調整に関する商務部、税関総署による公告](#)

【発布機関】商務部、税関総署

【発布番号】商務部、税関総署公告2018年第95号

【発布日】2018-12-10

【実施日】2019-01-01

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 118件の税関商品番号の貨物に対して実施している自動輸入許可措置を廃止する。上述の貨物は計15品目であり、具体的にはガスタービン、自動車製品、エンジン（87章の車両用ではない）及びコア部品、水力タービン及びその他動力装置、化学工業装置、食品機械、製紙機械、紡績機械、金属精錬及び加工設備、電気設備、鉄道機関車、モバイル通信製品、船舶、医療設備、ゲーム機等が含まれる。
- 税関商品番号8704210000、8704310000下の自動車製品に対して、自動輸入許可管理を実行する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201812/20181202816587.shtml>

● 海关总署关于进一步优化报关单位登记管理有关事项的公告

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2018 年第 191 号
【发布日期】2018-12-07
【实施日期】2019-02-01
【内容提要】根据该公告：
- 进出口货物收发货人依法设立的分支机构可以办理进出口货物收发货人分支机构备案，由进出口货物收发货人凭《报关单位情况登记表》向分支机构所在地海关申请办理。
 - 报关单位（包含进出口货物收发货人和报关企业）及其在海关备案的分支机构可以在全国办理进出口报关业务。报关单位应当对其分支机构的行为承担法律责任。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2136196/index.html>

● 国家市场监督管理总局办公厅关于做好药品、医疗器械、保健食品、特殊医学用途配方食品广告审查工作的通知

- 【发布单位】国家市场监督管理总局办公厅
【发布文号】市监广〔2018〕87 号
【发布日期】2018-12-07
【内容提要】该通知要求：
- 药品、医疗器械、保健食品、特殊医学用途配方食品（以下简称“三品一械”）广告必须真实、科学、准确地向公众介绍产品信息，其表现形式和宣传效果不得对公众造成误导。
 - “三品一械”广告不得含有表示功效、安全性的断言或保证等内容，不得使用广告代言人做推荐、证明，不得以介绍健康、养生知识等形式变相发布“三品一械”广告。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201812/t20181207_277344.html

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201812/20181202816587.shtml>

● 通関申告組織の登記管理の更なる最適化に関する税関総署による公告

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2018 年第 191 号
【発布日】2018-12-07
【実施日】2019-02-01
【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 輸出入貨物の荷受・荷送人が法に依拠し設立した分支機構は、輸出入貨物の荷受・荷送人分支機構の届出手続きを行うことができ、輸出入貨物の荷受・荷送人は「通関申告組織状況登记表」を持って、分支機構所在地の税関で申請手続きを行うものとする。
 - 通関申告組織（輸出入貨物の荷受・荷送人及び通関申告企業を含む）及び同組織が税関で届出をした分支機構は、全国で輸出入通関申告業務を行うことができる。通関申告組織は、自社の分支機構の行為に対して法的責任を負うものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2136196/index.html>

● 薬品、医療機器、保健食品、特別医療目的用食品の広告審査作業の貫徹に関する国家市场监督管理总局による通知

- 【発布機関】国家市場監督管理総局弁公庁
【発布番号】市監広〔2018〕87 号
【発布日】2018-12-07
【概要】本通知では以下の通り、要求している。
- 薬品、医療機器、保健食品、特別医療目的用食品（以下「三品一機」）の広告は事実に基づき、科学的且つ正確に一般大衆に対して、製品情報を紹介しなければならず、その表現形式及び宣伝効果は、一般大衆の誤解を招くものであってはならない。
 - 「三品一機」の広告には効果、安全性を断言したり保証したりするような内容が含まれてはならず、イメージキャラクターを起用して推奨、証明したり、健康、健康増進知識等の形に仮託して、「三品一機」の広告を配信してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201812/t20181207_277344.html

● 最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2018〕21号
【发布日期】2018-12-13
【实施日期】2019-01-01
【内容提要】根据该规定：

- 知识产权与竞争纠纷的当事人在判决、裁定或者仲裁裁决生效前，依据民事诉讼法第一百条、第一百零一条规定申请行为保全的，法院应当受理。
- 该规定对相关程序性规则（申请主体、管辖法院、申请书及载明事项、审查程序、复议等）、实体性规则（行为保全必要性的考量因素、行为保全措施的效力期限等）等进行了明确规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.court.gov.cn/...](http://www.court.gov.cn/)

● 上海市人民政府关于印发本市全面推进土地资源高质量利用若干意见的通知

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府规〔2018〕21号
【发布日期】2018-12-10
【实施日期】2018-11-15 至 2023-10-31
【内容提要】该通知提出：

- 大力推进建设用地减量化。2018至2020年，全市每年减量化任务不低于15平方公里，其中工业用地减量不低于12平方公里。
- 强化低效用地退出。建立资源利用效率评价制度，明确低效产业用地认定标准，市、区政府开展低效产业用地综合治理和退出专项行动。
- 严格闲置土地处置。
- 实施高标准的产业用地准入，提高产业土地利用效率，提升单位面积土地产出率。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.shanghai.gov.cn/...](http://www.shanghai.gov.cn/)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 知的財産権紛争行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する最高人民法院による規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2018〕21号
【発布日】2018-12-13
【実施日】2019-01-01

【概要】本規定によると、以下の通りである。

- 知的財産権と競争をめぐる紛争の当事者が判決、裁定又は仲裁裁決の発効前に、民事訴訟法第100条、第101条規定に従い行為保全を申請した場合、裁判所は受理しなければならない。
- 本規定では係る手続き的規則（申請主体、管轄裁判所、申立書及び明記事項、審査手続き、不服審査など）、実質的規則（行為保全の必要性の判断要素、行為保全措置の効力期限等）等について、明確に定めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.court.gov.cn/...](http://www.court.gov.cn/)

● 上海市において土地資源の高度利用を全面的に推進することに関する若干意見の印刷・配布についての上海市人民政府による通知

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府規〔2018〕21号
【発布日】2018-12-10
【実施日】2018-11-15 から 2023-10-31 まで
【概要】本通知では以下の通り、提言している。

- 建設用地の減量化に大いに力を入れる。2018年から2020年までの期間において、全市における毎年の減量化任務は15平方キロメートルを下回らないものとし、このうち工業用地の減量化は12平方キロメートルを下回らないものとする。
- 利用効率の低い土地からの退去を強化する。資源利用効率評価制度を確立し、利用効率の低い産業用地の認定基準を明確にし、市、区政府が利用効率の低い産業用地に対する総合整備・退去特別行動を展開する。
- 遊休土地を厳格に処理する。
- 高水準の産業用地参入許可制度を実施し、産業用地の利用効率を向上させ、単位面積あたりの土地生産性を向上させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.shanghai.gov.cn/...](http://www.shanghai.gov.cn/)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解读

● 社会保险费追缴时效之探讨（连载之一/共二篇）

自建立企业社会保险征缴制度以来，因历史原因（如征缴政策不完善、企业负担过重等），企业未缴纳或未足额缴纳的现象比较常见。《国税地税征管体制改革方案》明确自 2019 年 01 月 01 日起，各项社会保险费改由税务机关统一征收¹。由于对“偷税、抗税、骗税”追缴在税法上并不受“时效”限制²，因此，对于以往“未缴社会保险费”的追缴是否受“时效”限制引发了广泛的争论。近日，江苏省常州市一家企业被税务机关申请强制执行过去 10 年间欠缴的社会保险费约 200 万元³，又再次将社会保险费追缴时效问题推到了风口浪尖。本文现就社会保险费追缴时效问题，结合相关法律法规、司法实践进行分析探讨。

二、里兆解説

● 社会保険料追徴の時効を考察する（連載の一/全二回）

企業の社会保険徴収制度が構築されて以来、従来からの問題（例えば、徴収政策の不備、企業の負担が重すぎるなど）が原因で、企業の滞納、又は過少納付といった現象がよく見受けられる。「国税地税徴収管理体制改革方案」により、2019 年 1 月 1 日から、各項目の社会保険料が税務機関による統一徴収へと切り替わる¹ことが明確になった。「脱税、納税拒否、税金詐取」といった状況下での追徴は税法上、「時効」の制限を受けない²ため、「社会保険料滞納分」の追徴は「時効」の制限を受けるのかをめぐって、これまでも長い論争が繰り広げられてきた。先頃は、江蘇省常州市のある企業が税務機関から過去 10 年間に滞納した約 200 万元の社会保険料に対する強制執行が申し立てられた³。これがきっかけとなり、社会保険料追徴の時効問題が再び物議を醸した。本稿では、社会保険料追徴の時効問題について、係る法令、司法実務を踏まえ、分析し考察する。

¹ 在此之前，我国各省份的社会保险费征收没有统一的模式，存在由社保经办机构征收、税务部门代征和税务部门征收模式。

¹ 従来、中国各省における社会保険料の徴収は、統一した仕組みがなく、社会保険担当当局による徴収、税務部門による代理徴収及び税務部門による徴収が存在していた。

² 《税收征收管理法》第五十二条：因税务机关的责任，致使纳税人、扣缴义务人未缴或者少缴税款的，税务机关在三年内可以要求纳税人、扣缴义务人补缴税款，但是不得加收滞纳金。因纳税人、扣缴义务人计算错误等失误，未缴或者少缴税款的，税务机关在三年内可以追征税款、滞纳金；有特殊情况的，追征期可以延长到五年。对偷税、抗税、骗税的，税务机关追征其未缴或者少缴的税款、滞纳金或者所骗取的税款，不受前款规定期限的限制。

² 「租税徴収管理法」第五十二条：税務機関の責任により、納税者、納付義務者が未納、又は過少納付の場合、税務機関が 3 年以内に、納税者、納付義務者に対し税金追納を要求することができる。但し、延滞金を加算して徴収してはならない。納税者、納付義務者の計算ミス等の過誤により、未納又は過少納付が生じている場合、税務機関は 3 年以内に税金、延滞金を追徴することができる。特別な事由がある場合、追徴期間は 5 年まで延長することができる。脱税、納税拒否、税額詐取の場合、税務機関がその未納又は過少納付した税金、延滞金、又は詐取した税金を追徴するにあたり、前項に定める期限の制限を受けない。

³ 根据【苏政办发〔2000〕56 号】文件《江苏省政府办公厅关于社会保险费改由地方税务部门征收的通知》要求，江苏地区自 2000 年 07 月 01 日实施社会保险费改由税务机关征缴。

³ 【蘇政弁発〔2000〕56 号】文書「社会保険料を地方税務部門での徴収に変更することに関する江蘇省政府弁公庁の通知」によると、江蘇地区は 2000 年 7 月 1 日から、社会保険料を税務機関での徴収に変更することを実施する。

一、法规政策层面的梳理

1. 社会保险费追缴时效并未有明确规定

有关社会保险费追缴的规定主要有如下：

- 1) 1999年，国务院发布《社会保险费征缴暂行条例》，规定用人单位未按规定缴纳社会保险费的，由劳动保障行政部门或者税务机关责令限期缴纳⁴；
- 2) 2003年，原劳动和社会保障部发布《社会保险稽核办法》，规定社会保险经办机构应依法对社会保险费缴纳情况进行核查，发现企业未依法为员工缴纳社会保险费用的，应责令整改；
- 3) 2011年，《社会保险法》开始施行，根据第六十条第一款⁵、第六十三条第一款⁶、第八十六条⁷规定，用人单位负有缴纳社会保险费的法定义务，对于用人单位未按时足额缴纳社会保险费的，社会保险经办机构可以责令其限期缴纳或者补足。

经研究上述规定发现，无论是《社会保险稽核办法》、《社会保险费征缴暂行条例》，还是《社会保险法》，对社会保险费追缴均未规定时效。

2. 劳动监察2年时效是否适用于社会保险费追缴？

2004年，国务院发布《劳动保障监察条例》，规定劳动部门对用人单位参加各项社会保险和缴纳社会保险费的情况实施劳动监察⁸。根据《劳动保障监察条例》第二十条规定：“违反劳动保障法律、法规或者规章的行为在2年内未被劳动保障行政部门

一、法令·政策面からの考察

1. 社会保険料追徴の时效に関する明確な規定はない

社会保険料の追徴に関しては、主には以下の規定がある。

- 1) 1999年、国务院が「社会保険料徴収納付暫定条例」を發布し、使用者が規定どおりに社会保険料を納付しなかった場合、労働保障行政部門又は税務機関が期限を定めて納付を命じる⁴と定めた。
- 2) 2003年、旧労働・社会保障部が「社会保険査察弁法」を發布し、社会保険担当部局は、法に依拠し社会保険料の納付状況について調査確認を行い、企業が法に依拠して従業員の社会保険料を納付していなかったことを発見した場合には是正を命じると定めた。
- 3) 2011年、「社会保険法」が施行された。第六十条第一項⁵、第六十三条第一項⁶、第八十六条⁷の規定によると、使用者は社会保険料を納付する法定義務を負い、使用者が期日どおりに社会保険料を過不足なく納付しなかった場合、社会保険担当部局が期限を定めて納付又は追徴を命じることができるとしている。

上記規定を確認する限りでは、「社会保険査察弁法」、「社会保険料徴収納付暫定条例」、及び「社会保険法」のいずれにおいても、社会保険料追徴の时效は定められていない。

2. 2年という労働監察の时效は社会保険料追徴に適用されるのか？

2004年、国务院は「劳动保障监察条例」を發布し、労働部門は、使用者の各種社会保険への加入状況及び社会保険料の納付状況について労働監察⁸を実施すると定めた。「劳动保障监察条例」第二十条では、「劳动保障法律、法規又は規則に違反する行為が2年に

⁴ 《社会保险费征缴暂行条例》第十三条：缴费单位未按规定缴纳和代扣代缴社会保险费的，由劳动保障行政部门或者税务机关责令限期缴纳；逾期仍不缴纳的，除补缴欠缴数额外，从欠缴之日起，按日加收万分之二的滞纳金。滞纳金并入社会保险基金。

⁴ 「社会保険料徴収納付暫定条例」第十三条：納付組織が社会保険料の納付、源泉納付を規定どおりに行わなかった場合、労働保障行政部門又は税務機関が期限を定めて納付を命じる。期限を過ぎても納付しなかった場合、滞納した金額を追納する以外、滞納した日から、1日につき1000分の2に相当する延滞金を加算徴収する。延滞金は社会保険基金に組み入れる。

⁵ 《社会保险法》第六十条第一款：用人单位应当自行申报、按时足额缴纳社会保险费，非因不可抗力等法定事由不得缓缴、减免。职工应当缴纳的社会保险费由用人单位代扣代缴，用人单位应当按月将缴纳社会保险费的明细情况告知本人。

⁵ 「社会保険法」第六十条第一項：使用者は社会保険料を自己申告し、期日及び金額どおりに納付しなければならず、不可抗力等の法定事由によらない限り、納付を猶予、減免してはならない。労働者が納付すべき社会保険料は使用者が源泉納付し、使用者は、月々社会保険料納付の明細状況を本人に通知しなければならない。

⁶ 《社会保险法》第六十三条第一款：用人单位未按时足额缴纳社会保险费的，由社会保险费征收机构责令其限期缴纳或者补足。

⁶ 「社会保険法」第六十三条第一項：使用者が期日及び金額どおりに社会保険料を納付しなかった場合には、社会保険料徴収機構がそれに期限を定めて納付又は補充を命じる。

⁷ 《社会保险法》第八十六条：用人单位未按时足额缴纳社会保险费的，由社会保险费征收机构责令限期缴纳或者补足，并自欠缴之日起，按日加收万分之五的滞纳金；逾期仍不缴纳的，由有关行政部门处欠缴数额一倍以上三倍以下的罚款。

⁷ 「社会保険法」第八十六条：使用者が期日及び金額どおりに社会保険料を納付しなかった場合、社会保険料徴収期間が期限を定めて納付又は補充を命じ、且つ滞納した日から、1日につき1万分の5に相当する延滞金を加算徴収する。期限を過ぎても納付しなかったときは、関連行政部門が滞納した金額の1倍以上3倍以下の過料に処する。

⁸ 《劳动保障监察条例》第十一条：劳动保障行政部门对下列事项实施劳动保障监察：

(七) 用人单位参加各项社会保险和缴纳社会保险费的情况；……

⁸ 「劳动保障监察条例」第十一条：労働保障行政部門は下記時効について労働保障監察を実施する。……(七)使用者の各項目の社会保険への加入状況及び社会保険料の納付状況。……

发现，也未被举报、投诉的，劳动保障行政部门不再查处。”即，针对劳动违法行为的劳动监察时效是2年。

实际上，一直以来，对于社会保险费追缴是否应适用2年劳动监察时效，都存在极大争议，从而导致各地的法院、劳动部门对于社会保险费追缴问题的处理方式不一致。

观点分类	理由简述
应适用2年劳动监察时效	<ul style="list-style-type: none"> 对追究违法行为设置时效限制是通行做法，无论民事责任、行政责任、刑事责任都规定了追诉时效，所以对于社会保险费追缴理应有时效限制； 劳动监察2年时效不仅约束作出行政处罚决定的期限，也约束责令改正要求补缴社会保险费用的期限。
不应适用2年劳动监察时效	<ul style="list-style-type: none"> 追缴社会保险费是相关部门的法定义务，法定义务不应适用时效限制； 劳动监察2年时效仅适用于行政处罚，并不适用于责令改正要求补缴社会保险费用。

2017年07月27日，人力资源和社会保障部（以下简称“人社部”）对养老保险追诉期问题进行明确答复，地方劳动保障监察执法实践中，对用人单位未及时、足额为劳动者办理社会保险，缴纳社会保险费的违法行为，一般按照《劳动保障监察条例》第二十条规定进行追缴和处罚，而地方经办机构追缴历史欠费并未限定追诉期。经办机构接到超

内に労働保障行政部門に発見されず、通報・苦情申立ても行われなかった場合、労働保障行政部門は以降取り締まらないと規定している。即ち、労働違法行為に対する労働監察の时效は2年である。

実際のところ、社会保険料追徴に対し、2年の労働監察の时效を適用するかどうかは、以前から大きな論点となっており、そのことから、各地の裁判所、労働部門での社会保険料追徴に対する取扱方法は一致していない。

観点の分類	理由の説明
2年の労働監察时效を適用すべきである	<ul style="list-style-type: none"> 違法行為の追及に时效を設けて制限することは、一般的な手法であり、民事責任、行政責任、刑事責任のいずれも訴追时效を規定していることから、社会保険料の追徴も时效によって制限されるべきである。 2年という労働監察の时效は、行政処罰決定をくだす期限だけでなく、社会保険料追納という是正命令を行う期限も拘束している。
2年の労働監察时效を適用すべきではない	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料を追徴することは、関連部門の法定義務であり、法定義務には时效の制限を適用すべきではない。 2年の労働監察时效は行政処罰のみに適用されるものであり、社会保険料の追納を求める是正命令には適用されない。

2017年7月27日、人的資源・社会保障部（以下「人社部」という）は、養老保険訴追期間の問題について明確に回答し、地方労働保障監察の法執行実務においては、使用者が労働者の社会保険手続を期日通りに過不足なく行わなかった場合、社会保険料納付に関する違法行為に該当し、通常、「労働保障監察条例」第二十条の規定に従い追徴、処罰を行うが、地方

过《劳动保障监察条例》第 20 条第一款 2 年的追诉期投诉后，一般也按程序进行受理。对能够提供佐证的，尽量满足参保者诉求，予以解决，以减少企业职工临近退休时要求企业足额补缴欠费的问题发生⁹。

从人社部的回复来看，其认为，一般情况下，时效还是要适用的，应按照《劳动保障监察条例》第二十条规定处理；对于超过 2 年追诉期的，出于维护职工权利及大局需要，也应予以受理解决，责令用人单位补缴。换句话说，社会保险费可以无限期追缴。目前，各地法院、劳动保障行政部门或者税务机关的执行情况还不明朗。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续介绍“司法实践层面的总结”和“未来趋势层面的展望”。敬请关注。

（里兆律师事务所 2018 年 12 月 14 日整理编写）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- **高管兼职**
- **营商环境**

担当部局による過去の滞納分の追徴については訴追期間を限定せず、担当部局は、「労働保障監察条例」第 20 条第一項に定める 2 年の訴追期間を過ぎた案件の通報を受けた後も、通常、手順どおりに受理し、証明資料を提供できる場合には、企業の従業員が定年退職間際になって未納付分を全額追納するよう企業側に求めるといったケースの発生を減らすことができるよう、保険加入者の要請になるべく応えて解決する⁹、としている。

人社部の回答をみる限りでは、一般的に言えば、時効はやはり適用され、「労働保障監察条例」第二十条の規定に従い取り扱うべきであるが、2 年の訴追期間を超えた場合は、従業員の権利を守るという視点と全体の情勢からも、これを受理して解決しなければならず、使用者に追納を命じるべきであるというものである。言い換えるならば、社会保険料の追徴は無期限に行うことができるのである。なお、現在、各地の裁判所、労働保障行政部門又は税務機関での執行状況はまだはっきりとはしていない。

紙面に限りがあるため、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、「司法実践の視点からの要覧」、「今後の趨勢からの展望」について引き続き、紹介する。

（里兆法律事務所が 2018 年 12 月 14 日付で作成）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- **高級管理職者の兼務**
- **商環境**

⁹ 《对十二届全国人大五次会议第 5063 号建议的答复》（人社建字【2017】105 号）：

一、关于追缴时限问题。《劳动保障监察条例》第二十条规定为劳动保障行政执法时效规定，系依据行政处罚法第二十九条规定制定。同时，该条按照行政处罚法第二十九条的规定分为两款，在执法实践中不能仅依照第一款的两年时效规定，还需综合第二款规定，即“前款规定的期限，自违反劳动保障法律、法规或者规章的行为发生之日起计算；违反劳动保障法律、法规或者规章的行为有连续或者继续状态的，自行为终了之日起计算。”判断违法行为是否存在连续或者继续状态以确定劳动保障监察执法时效。但《社会保险费征缴暂行条例》和《社会保险稽核办法》（劳动保障部令 16 号）均未对清缴企业欠费问题设置追诉期。因此，地方劳动保障监察执法实践中，对用人单位未及时、足额为劳动者办理社会保险，缴纳社会保险费的违法行为，一般按照《劳动保障监察条例》第二十条规定进行追缴和处罚，而地方经办机构追缴历史欠费并未限定追诉期。我们认为，企业欠缴社会保险费侵害参保人员权益，直接削弱基金支撑能力，加重了中央和地方财政负担，影响社会稳定。为此，我们高度重视欠缴清理工作，采取多种措施指导地方做好相关工作，促进基金应收尽收。为维护参保人员社会保险权益，强化征缴清欠工作，经办机构接到超过《劳动保障监察条例》第 20 条第一款 2 年的追诉期投诉后，一般也按程序进行受理。对能够提供佐证的，尽量满足参保者诉求，予以解决，以减少企业职工临近退休时要求企业足额补缴欠费的问题发生。

⁹ 「第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議第 5063 号建議に対する回答」（人社建字【2017】105 号）：

一、追納期限の問題。「労働保障監察条例」第二十条は労働保障行政執行の時効に関する規定であり、行政処罰法第二十九条の規定に基づき制定されるものである。また、同条は行政処罰法第二十九条の規定に倣って 2 項に分けており、法執行の実務では、第一項の 2 年の時効規定を参照するほか、第二項の規定も一緒に考えなければならない。つまり、「前項規定の期限は、労働保障法律、法規又は規則に違反する行為が生じた日から計算する。労働保障法律、法規又は規則に違反する行為が連続し又は継続状態にある場合、当該行為が終了する日から計算する」。違法行為が連続し又は継続状態にあるかどうかを判断することで、労働保障監察法執行の時効を確定する。但し、「社会保険料徴収納付暫定条例」及び「社会保険査察弁法」（労働保障部令 16 号）のいずれも、企業の滞納金支払問題について訴追期間を設けていない。このため、地方労働保障監察法執行の実務では、使用者が期日、金額どおりに労働者の社会保険手続を行い、社会保険料を納付しなかったという違法行為は、通常、「労働保障監察条例」第二十条の規定に従い追徴し、処罰する。なお、地方担当部局では、過去の滞納分の追徴について、訴追期間を設けていない。企業が社会保険料を滞納し、保険加入者の権益を侵害することは、基金のサポート能力を直接に弱め、中央及び地方の財政負担をかけ、社会の安定に影響するものであると思われる。よって、われわれは滞納金の見直し作業を重要視しており、複数の措置を講じて、係る作業をしっかりと徹底するよう地方を指導し、基金に納められるべきものを満額徴収するよう促している。社会保険加入者の権益を守り、滞納金見直し徴収作業を強化すべく、担当部局は「労働保障監察条例」第 20 条第一項における 2 年の訴追期間が経過した通報を受けた場合も、所定手順に従い受理するのは一般的である。証明資料を提供できる場合には、企業の従業員が定年退職間際になって未納付分を全額追納するよう企業側に求めるといったケースの発生を減らすことができるよう、できる限り保険加入者の要請に応じて解決する。